

基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方

平成 23 年 3 月 31 日

内閣府 経済社会総合研究所

1. 背景

- 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月閣議決定。以下、基本計画）の別表において、国民経済計算に関して 41 の課題が定められている。
- 基本計画の取組に関しては、統計委員会において取りまとめられた「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」（22 年 9 月）において、新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関し、①工程表の策定、②プロジェクトチームによる対応の推進、の 2 点について意見が提示されたところ。

2. 基本的考え方

- 「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」の検討にあたっては、「基本計画」における「年次推計方法に関する課題」のみならず、「基準年次推計方法に関する課題」、「四半期推計に関する課題」、「統計リソースの確保及び有効活用」等の各課題が幅広く関係する。
- これらの各課題についての検討は、我が国の国民経済計算の今後の整備に関する方向性を踏まえたものとする。具体的には、以下の視点から検討を行う。
 - ①新しい統計環境への適合
 - ・経済センサス-活動調査の実施等産業関連統計の体系的整備について各省庁で検討が行われていることを踏まえ、国民経済計算と一次統計等との連携を強化するとともに、新たな一次統計等の下での推計方法を検討する。
 - ②国際比較可能性の向上
 - ・93SNA における未対応事項への取組や、2008SNA の導入に適切に対応し、国際比較可能性を向上させるための検討を行う。
 - ③推計精度のより一層の向上
 - ・供給・使用表の導入等の新たな推計手法の検討をはじめ、推計精度のより一層の向上のための検討を行う。
 - ④提供データの充実等
 - ・ユーザーの利便性向上の観点から、政府財政統計等従来は推計・公表をしていなかった事項の推計・公表に向けた検討を行う。

- 限られた時間やリソースの下で、多くの課題を計画的かつ効率的に検討していくために、基本計画における課題について、相互に関連する一定のまとまり（課題群）ごとに工程表を作成し、検討を着実に進める。（別添1）
- 検討体制については、統括的な責任を有する総括政策研究官（国民経済計算部担当）の下で、責任者を明確にし、国民経済計算部の各課職員（関係省庁及び民間企業からの出向者等を含む）と外部有識者が連携して検討を行うプロジェクトチームを編成することとする。（別添2）
- 一次統計等については、基本計画において内閣府が検討を行うこととされた事項について、現時点での主な課題等を包括的に示すとともに、各種の検討を行うなかで一次統計等との連携の必要が生じた事項については、その都度密接に連携をはかることとする。（別添3）

3. 課題群の設定

- 課題群については、基本計画における各個別課題の相互関連性を踏まえ、11のグループに分類する。
- 工程表においては、「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に直接的に関係する5つの課題群である
 - ・コモディティ・フロー法の拡充（課題群A）
 - ・経済センサスー活動調査への対応（課題群B）
 - ・三面推計による精度向上（課題群C）
 - ・供給・使用表による精度向上（課題群D）
 - ・2008SNAの導入等（課題群E）について具体的な検討スケジュールを明らかにする。
- 新しい推計システムの確立にあたっては、情報システムの改善も合わせて推進しながら、データベースの共有化やマニュアルの整備等を通じた推計作業の操作性、柔軟性及び透明性の向上を図る。
- また、一次統計との連携等、その検討結果が「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に間接的に反映されるその他の課題群（a～f）についても、同様の工程表を作成し、「基本計画」に基づいた取組を着実に実施していく。

「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」にかかる課題群

○直接的に関係する課題群

- A) コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し（課題【14】【16】【18】）
- B) 経済センサス-活動調査(28年予定)等に適合した年次推計の確立（課題【1】【2】【23】【24】）
- C) 三面推計の実現による精度向上（課題【13】【25】【29】）
- D) 供給・使用表の導入による精度向上（課題【9】【11】【12】【15】）
- E) 93SNAの未対応事項や、2008SNAへの対応（課題【7】【8】【10】【34】）

○検討結果が間接的に反映される課題群

- a) 情報システムの改善（課題【40】【41】）
- b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等（課題【3】～【6】）
- c) 四半期推計の諸課題（課題【19】～【22】【25】【28】【29】）
- d) 一次統計との連携（課題【2】【17】【26】【27】）
- e) 財政統計の整備（課題【30】～【32】）
- f) スtock統計の整備（課題【33】【35】～【39】）

(注) 課題番号は参考資料（基本計画の抜粋）に対応。一つの課題が別々の課題群に属する場合がある。

新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その1）

別添1

		～22年度	23年度 17年基準改定	24年度 24年経済センサス対応	25年度	26年度～	次々回基準改定 27年度確報推計
新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に係る基本的な進め方		<ul style="list-style-type: none"> ○海外動向の調査 ○概念的な整理 ○一次統計の収集・整理、関係省庁との連携 		○推計方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○試算値の作成・評価 ○推計方法の精緻化 	<ul style="list-style-type: none"> ○推計プログラム構築 ○作業マニュアル整備 	
検討結果を直接的に「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に反映する個別課題群 A	コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し	【14】 推計方法等の見直しによるSNA-IOと延長表との整合性確保	<ul style="list-style-type: none"> ○有識者による研究会への参加など経済産業省との連携による検討 ・作成目的や利用状況の違いの整理 ・概念や計数の違いの整理 ・基礎統計や推計手法の違いの整理 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、コモ法等の年次推計における基礎統計や推計手法の見直しを検討 ・検討結果を適宜17年基準改定に反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じ、コモ法等の年次推計における基礎統計や推計手法の見直しを検討 ・検討結果を適宜毎年の年次推計に反映 ・検討結果を適宜次々回基準改定に向けた作業へ反映 		
		【16】-① コモ法と商品分類の整合性確保	<ul style="list-style-type: none"> ○17年基準改定に向けた検討 ・基準改定における財貨・サービス別分類の検討 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○17年基準改定における対応 ・基準改定における財貨・サービス別分類の検討とそれに基づく推計作業の実施 ○関係省庁との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ○次々回基準改定に向けて、コモ法の商品分類と改定日本標準商品分類との整合性の確保について検討の開始 ○引き続き、関係省庁や関連する主要な統計の検討状況も踏まえながら対応を検討 		
		【16】-② 建設コモ法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○17年基準改定に向けた検討 ・現行の推計方法や基礎統計の再検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○次々回基準改定に向けた検討作業の開始 ・関連統計との比較 ・SNA概念との整合性の検討(考えられる論点:投入構造、実質化、部門分割等) ・基礎統計についての検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、次々回基準改定に向けた検討作業を継続 ・試算値の計算 ・推計ロジックの確立 		
		【16】-③ コモ法の拡充による非市場産出の取り込み	<ul style="list-style-type: none"> ○自社開発ソフトウェア推計に関する検討 ・推計に用いる基礎統計の検討 ・推計ロジックの検討及び確立 ○R&D推計についての調査研究の実施 ・海外事例の調査 ・基礎統計の検討、試算値の計算 	<ul style="list-style-type: none"> ○自社開発ソフトウェアについて17年基準改定で対応 ・コモディティー・フロー法への取り込み ○R&Dの本系列への取り込みについて実務的検討 ・産業別推計、実質化、国際取引の取扱い等についての検討 ○医療・教育等についての調査研究の実施 ・海外事例の調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○引き続き、R&Dの本系列への取り込みについて検討を継続 ・推計ロジックの確立 ○引き続き、医療・教育等について検討の継続 ・検討成果のとりまとめ(例:試算値の計算など) ・必要に応じ、検討結果を踏まえた、更なる深掘り(例:基礎統計についての検討など) 		
		【18】 デフレーター推計についての見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○デフレーター推計に係るデータ等についての精査を実施 ・外部有識者や日本銀行との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○17年度基準改定における対応の実施 ・データ精査の結果を反映した推計作業の実施 ○CPIの基準改定を踏まえた対応の実施 ・概念や品目に関するSNAとの整合性について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○CGPIの基準改定を踏まえた対応 ・概念や品目に関するSNAとの整合性について検討 ○必要に応じ、日本銀行等と概念や品目に関するSNAとの整合性について検討 		

新しい年次推計システムの確立

新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その2）

		～22年度	23年度	24年度 <small>24年経済センサス対応</small>	25年度	26年度～	次々回基準改定 27年度確報推計
新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に係る基本的な進め方		<ul style="list-style-type: none"> ○海外動向の調査 ○概念的な整理 ○一次統計の収集・整理、関係省庁との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ○推計方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○試算値の作成・評価 ○推計方法の精緻化 	<ul style="list-style-type: none"> ○推計プログラム構築 ○作業マニュアル整備 	
検討結果を直接的に新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に反映する個別課題群	B	経済センサス・活動調査(28年予定)等に適合した年次推計の確立 【1】 【2】 【23】 【24】	経済センサスに対応した推計システムの検討、基礎統計の見直し等 ○24年経済センサスに向けた補完的な推計手法の検討 ・基礎統計に関する検討(工業統計調査と生産動態統計の比較等) ・推計ロジックの確立と精度向上 ・経済産業省との意見交換の実施	○24年経済センサスに向けた年次推計におけるデータ利用の検討 ・推計プロセスの検討 ○24年経済センサスに向けた補完的な推計手法の精緻化 ○28年経済センサスに向けた推計手法の抜本的見直しの検討 ・基礎統計に関する検討 ・推計手法の精緻化 ・balancingなどの計数調整手法の検討	○24年経済センサスを用いた年次推計の実施(24年度) ○引き続き、28年経済センサスに向けた推計手法の抜本的見直しの検討を継続 ・SUTや分配側推計の検討とも連携した作業の実施		
	C	三面推計の実現による精度向上 【13】 【25】 【29】	所得面からのGDP推計、分配面の推計の充実、制度部門別勘定の推計 ○分配側GDP推計(年次及び四半期)の検討を開始 ・海外事例の調査 ・営業余剰等の推計上の課題の検討	○引き続き、分配側GDP推計及びその拡充の検討を実施 ・基礎統計に関する検討 ・試算値の計算 ・四半期ベースでの所得支出勘定への展開可能性の検討	○分配側GDP等に係る推計システム確立に向けた検討 ・計数の精度、安定性等のチェックを踏まえた推計ロジックの検討 ・SUTにおける検討とも連携して、支出面や生産面の計数との調整方法を検討 ・行政記録等追加的な基礎データの利用可能性の検討 ○制度部門別の生産及び所得の発生勘定の推計についての検討 ・基礎統計に関する検討 ・試算値の計算		
	D	供給使用表の導入による精度向上 【9】 【11】 【12】 【15】	SUTによる推計システムの検討及び中間投入・生産構造や中間消費・最終需要の推計精度向上 ○SUTによる推計システムに関する検討を開始 ・海外事例の調査 ・現行推計システムにおける課題の検討 ・計数調整の方法についての検討	○引き続き、プロトタイプを試作などSUTによる推計システムに関する検討を継続 ・中間投入計数に係る課題の抽出 ・最終需要計数に係る課題の抽出 ・計数調整手法に係る課題の抽出	○引き続き、SUT推計システムに関する検討を継続 ・プロトタイプの完成、試算値の計算 ・次々回基準改定に向けた作業方針の検討と作業の実施		
	E	93SNA未対応事項への取組、次々回基準改定での導入に向けた2008SNAの計画的取組及び前倒し対応 【7】 【8】 【10】 【34】	○概括的な整理を実施 ・海外動向の調査 ・公的部門分類、FISIMIについて17年基準改定に向けた検討	○17年基準改定における対応の実施 ・公的部門分類、FISIMIについて導入の実施(08SNAにも対応) ○包括的な作業方針の検討 ・海外動向を踏まえた項目別の優先度の検討 ・先行的に検討すべき事項への対応(R&Dなど) ・概念整理や基礎統計に関する検討の開始 ・他の統計(産業連関表等)との関係の検討	○次々回基準改定での導入に向けた作業の実施 ・導入に向けた作業手順の整理 ・利用する基礎統計及び具体的な推計方法の検討 ・コモ法の改善や三面推計、SUTなどにおける推計システム改修とも連携して作業 ○前倒し対応 ・試算値等の検討成果を随時公表 ・検討状況を踏まえ、個別事項について、遡及可能性を勘案した前倒し導入の実施		

新しい年次推計システムの確立

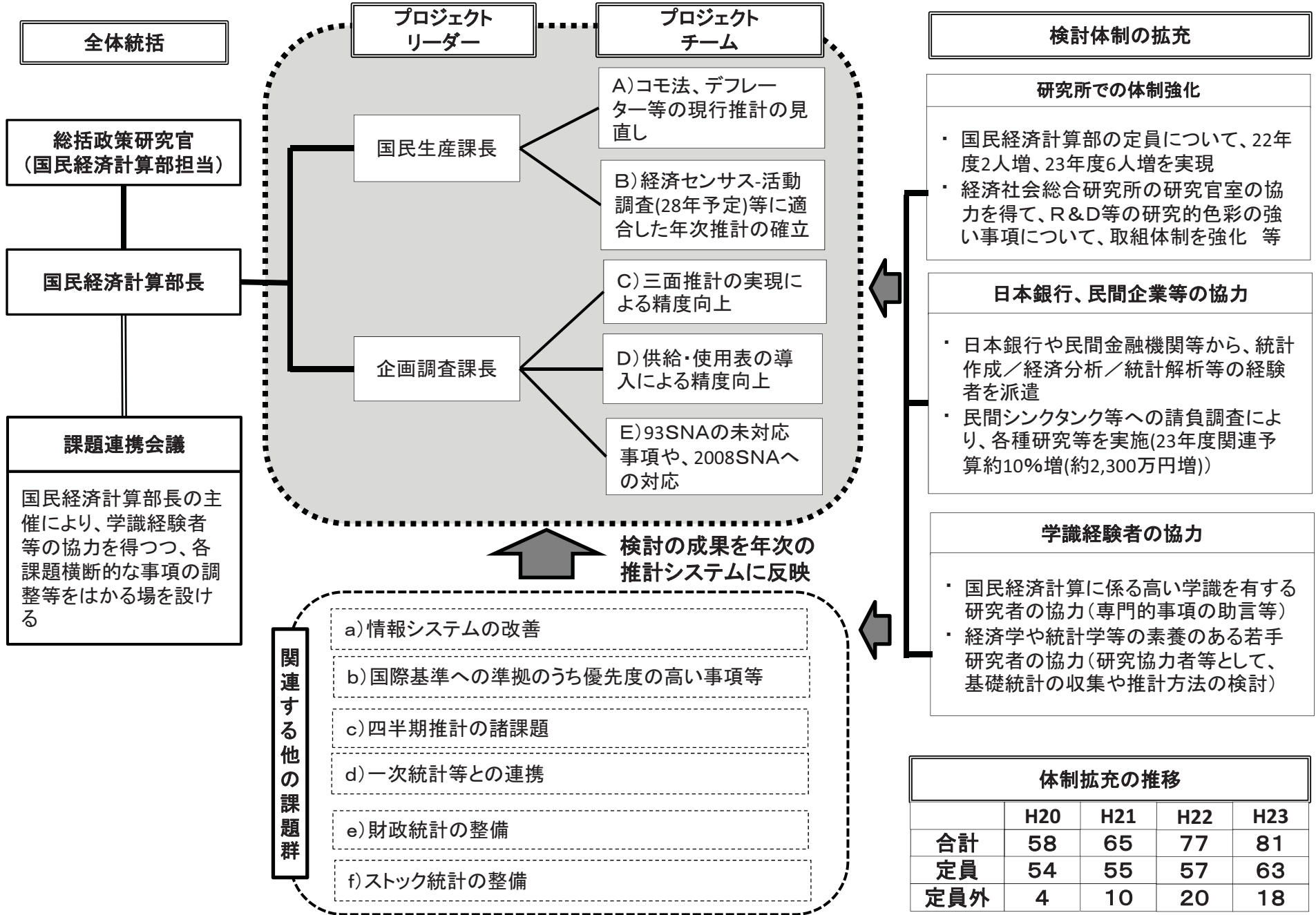
新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その3）

※→ は既に検討に着手した事項、⇨ は今後検討を開始する事項

		～22年度	23年度 17年基準改定	24年度 24年経済センサス対応	25年度	26年度～	次々回基準改定 27年度確報推計	
検討結果を間接的に「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に反映する個別課題群	a	マルチ・サーバへの移行	<ul style="list-style-type: none"> ・情報システムの改善を進め、新しい年次推計方法等の確立のための基盤を構築 ・具体的には、政府全体の「電子政府構築計画」に基づき内閣府が策定した、業務・システム最適化計画に基づいて取り組む 					<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">検討成果を新しい年次推計システムに反映</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> ・推計プログラム構築 ・作業マニュアルの整備 </div>
	b	以下の事項について17年基準改定で対応予定 ・固定資本減耗の時価評価の導入 ・FISIMの本体系への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・公的部門分類の見直し ・自社開発ソフトウェアの固定資本への計上 					
	c	<ul style="list-style-type: none"> ・リビジョン・スタディの実施 ・季節調整法改善 ・四半期分割法変更 ・誤差処理の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産面及び分配面からの四半期推計の検討 					
	d	以下の事項について結論を得る ・サービスの中間投入構造の把握 ・流通在庫などの在庫 ・個人企業 ・生産性指標関係	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業予算の執行状況の基礎統計の整備の検討 ・商品別配分比率 ・政府最終消費（雇用者報酬）の基礎統計の整備の検討 ・企業と事業所の変換 					
	e	以下の事項について17年基準改定で対応予定 ・政府財政統計の拡充（付表の追加）	<ul style="list-style-type: none"> ・資本ストック等の未推計項目について、関係府省等と協力して検討 					
	f	以下の事項について17年基準改定で対応予定 ・恒久棚卸法の導入 ・時系列「固定資本ストックマトリクス」等の開発 ・「投資・除却調査」による投資の詳細把握 ・「投資・除却調査」や民間データ等による資産別経齡プロフィールの推計	次々回基準改定までに以下の事項を検討 ・恒久棚卸法と国交省「建築物ストック統計」の相互の精度検証 ・国富調査による既取得資産の設備投資調査のニーズ調査 ・企業と事業所の変換のための基礎統計の検討					

新しい年次推計等の確立とシステムの構築に関する検討体制(プロジェクトチーム等)

別添 2



国民経済計算における一次統計等の課題

1. 基本的な考え方

基本計画において掲げられている一次統計等の課題について、国民経済計算における位置づけを明確化するとともに、既存の一次統計等の概要と課題を明確化した。

今後、国民経済計算と一次統計等の連携を強化し、具体的な整備の在り方についてさらに検討を行う。特に、四半期別GDP速報に大きな影響を与える流通在庫等の在庫に関する一次統計について、重点的に取り組む。

2. GDPの精度向上に資する一次統計等の課題

(1) 流通在庫等の在庫に関する一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 流通在庫をはじめとする在庫品純増は、長期的なGDPの水準に与える影響は必ずしも大きくない。
 - しかし、在庫品純増は短期間での変動が大きいため、四半期別GDP推計において極めて重要な位置を占める。例えば、在庫の変動幅の大きさ(※)は、GDPの変動幅の大きさの約4割である(流通在庫では約2割)。
- ※ 四半期実質季節調整系列の前期差の絶対値平均(94年Q1～2010年Q4)

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、四半期及び年次の流通在庫の推計に活用している「商業動態統計調査(商品手持額関係)」の概要は以下のとおりである。
 - ・卸売については大規模事業所のみ対象
 - ・小売については百貨店・スーパーのみ対象
 - ・速報では品目別情報が得られず総計のみ公表。速報では卸売は18分類、小売は3分類。
- 「法人企業統計(季報)」は、仕掛品在庫及び原材料在庫の四半期推計に利用している。流通在庫に関するデータ(流通業における棚卸資産)も公表されているが、以下の点から利用していない。
 - ・公表日が当該四半期終了の約2ヶ月後
 - ・品目別情報が得られない
 - ・企業統計であり、経済活動別のデータが得られない

(2) 公的部門(公共事業の執行状況、政府消費に関する基礎統計)

①国民経済計算推計における位置づけ

- 公的部門（政府最終消費支出、公的固定資本形成）は、GDPの構成比の約4分の1を占める重要な部門であるが、公的固定資本形成等において速報と確報の間で相当程度の改定幅が生じている。
- 公的部門の四半期速報推計においては、標本調査や予算書等を利用して推計を行っている(※)。一方、確報推計では決算データ等を活用して推計しており、両者の間にカバレッジの相違等が存在する。

※公的固定資本形成の四半期推計については現在、標本調査である建設工事受注動態統計等から進捗転換した建設総合統計等を利用している。また、政府最終消費支出については、予算書及び、都道府県及び政令指定都市の予算の補正状況等に関する地方公共団体消費状況等調査等を利用している。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、中央政府の四半期速報推計に活用できる詳細な決算データは存在しない。
- 地方政府については、予算の補正状況を調査する「地方公共団体消費状況等調査」があるが、現在、四半期速報推計で利用可能な決算データは存在しない。

(3) コモ法における商品別配分比率の推計のための一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- コモ法（コモディティ・フロー法）では、まず、国民経済計算の支出側推計において、各商品の生産、輸出入、在庫品純増等を把握して「国内総供給」を推計する。その後、この各商品の「国内総供給」に消費、投資などの需要項目別配分比率を乗じることで推計を行っている。
- このように商品別配分比率は極めて重要であるため、我が国のコモ法では、できる限り安定的な配分比率が得られるよう約2,000品目という詳細な分類で設定している。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 近年、経済社会構造は急速に変化しているが、商品別の配分比率の時系列推移を適切に把握するのは極めて困難である。
- 商品別の配分比率の設定については、原則5年ごとに得られる産業連関表（基本表）がベースとなっている。
- 産業連関表においても、商品の産出先のより適切な把握は課題の一つとなっており、現在、総務省を中心に関係府省で「産出先調査」の24年度の実施に向けた検討が行われている。

3. 国民経済計算全体の充実・精緻化に資する一次統計等の課題

(1) 個人企業の活動把握などに資する一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 個人企業の生産活動を把握することは、国民経済計算における基本的な概念である「制度部門」別のより適切な計数を得るうえで重要。
- 93 SNAにおいて「制度部門別の生産勘定」や「制度部門別と産業別のクロス分類」の作成が勧告されており、基本計画においても検討課題となっている。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 我が国において制度部門分割を行うに当たっては、家計部門の生産活動等に関する一次統計等の不足が、最も大きな課題となっている。
- 個人企業の活動を把握する有力な統計調査に「個人企業経済調査」があるが、調査標本数が約 4,000 にとどまっている。

(2) 企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方

①国民経済計算推計における位置づけ

- 国民経済計算においては経済活動別（事業所単位）の情報が重要であるが、法人企業統計等の企業統計からは事業所単位の情報が把握できない。近年サービス産業を中心に、一つの企業が多様な事業活動を行う事例が増加しており、企業統計からは経済活動別の情報の把握が困難。
- このため、企業統計の各種データを、事業所単位に変換するコンバーターが得られれば、国民経済計算における経済活動別の各種計数の精度向上に資する可能性がある。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターは存在しない。
- コンバーターの開発には、「設備投資」「在庫投資」等の項目毎に、各企業と各事業所間の関係性を解明する必要があるが、これには総務省を中心に検討が行われているビジネスレジスターの整備・充実が有益となる可能性。

(3) 労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 近年、社会経済構造の変化に伴い、生産性統計に対するニーズが高まっており、各国等においても、SNA と整合する形での整備が進められている。
- 生産性統計整備の検討にあたっては、まずは比較的容易なマクロの労働生産性の計測から始め、その後、全要素生産性の計測や、産業別推計・四半期推計等よりデータ制約が強く高度な推計手法が求められるものへと移行していくことが望ましい。

②既存の一次統計等の概要と課題

- まずは、マクロの労働生産性を計測するため、基礎統計が不足している就業者ベースでの労働投入（労働時間）の把握が課題。
- 次のステップとしては、人的資本を反映させた生産性計測において、質を考慮した労働投入を把握するため、属性別（学歴、勤続年数、年齢、性別、職種、職階等）の労働投入データが必要となる。
- また、ストックのデータの整備については現在、内閣府が恒久棚卸法の導入に向け作業を進めているが、全要素生産性等の検討に向けてはさらに純ストックを資本サービスに転換するために追加的なデータが必要となる。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）別表
（国民経済計算関係部分抜粋）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備			
【1】 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
【2】 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁、一次統計作成府省	平成21年度から検討する。
【3】 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁	国民経済計算は次回の平成17年基準改定（以下「平成17年基準改定」という。）時、産業連関表（基本表）は次回作成時の実施を目指す。
【4】	○ 現在は参考系列になっているF I S I Mについて、精度検証のための検討を行い本	内閣府	平成17年基準改定時に

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、F I S I M導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。		移行する。
【5】	○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
【6】	○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。	内閣府、産業連関表（基本表）作成府省庁	国民経済計算は平成17年基準改定時、産業連関表（基本表）は次回作成時に実施する。
【7】	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表（固定資本マトリックス）など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。	内閣府	平成17年基準改定の次の基準改定（以下「次々回基準改定」という。）時における導入を目指す。
【8】	○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。	内閣府	次々回基準改定を待たずとも、可能なものから年次推計において対応する。
【9】	イ 基準年次推計に関する諸 ○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系（SUT（Supply	内閣府、産業連関表（基本	平成21年度から検討する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期	
【10】	課題	-Use Tables) / I O T (Input-Output Tables)) に移行することについて検討する。	表) 作成 府省庁	
		○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表(基本表)の作成に向けて検討する。	内閣府、 産業連関 表(基本 表)作成 府省庁、 一次統計 作成府省	国民経済計 算は次々回 基準改定に、 産業連関表 (基本表)は 次回作成に 間に合うよ う検討する。
		○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品(生産物)分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表(基本表)及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、 経済産業 省、内閣 府、産業 連関表 (基本 表)作成 府省庁	平成21年度 から検討す る。
【11】	ウ 年次推計に関する諸課題	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準 改定までに 導入する。
【12】		○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準 改定におけ る導入を目 指す。
【13】		○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表(延長表)について、産業・商品(生産物)分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業 省	次々回基準 改定までに 段階的検討 を行う。
【14】		○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、	内閣府	平成17年基 準改定時か ら段階的に 導入し、次々
【15】				

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要側）と物的接近法（供給側）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。		回基準改定時まで実施する。
【16】	○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時まで実施する。
【17】	○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。	内閣府	平成17年基準改定までに結論を得る。
【18】	○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格、基本価格、購入者価格等）の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。	内閣府	平成21年度から検討する。
【19】	エ 四半期推計に関する諸課 ○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの	内閣府	平成21年度に実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【20】	評価やその原因究明を図る。		
	○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
【21】	○ 四半期推計に用いる一次統計（家計調査、四半期別法人企業統計等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。	内閣府	平成21年度に検討する。
【22】	○ 四半期推計に利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。）について検討する。	内閣府	平成21年度に検討する。
【23】	○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理（工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。	内閣府	平成21年度から順次検討する。
【24】	○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。	内閣府、 経済産業省	平成21年度に実施する。
【25】	○ ①四半期推計で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計	内閣府	平成21年度から検討す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	数の提供等利用者の要望が多い点に関して、検討を開始する。		る。
【26】	○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。	財務省、 総務省、 内閣府	平成25年度 までに結論 を得る。
【27】	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するために、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度 までに結論 を得る。
【28】	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以 降、順次検討 する。
【29】	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度 までに結論 を得る。
【30】	(5) 財政統計の整備 ○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基 準改定時を 目途に実施 する。
【31】	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度 までを目途 に実施する。
【32】	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをC O F O G（政府支出の機能別分類）の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、C O F O Gの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基 準改定時を 目途に実施 する。

	項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【33】	(6) ストック統計の整備	○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー（投資）量と統合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと統合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
【34】		○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
【35】		○ 上記加工統計（注：国交省が整備する建築ストックの統計のこと）を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分については整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
【36】		○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査（うち投資調査）において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
【37】		○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル（経齢的な効率性及び価格変化の分布）を推計するため、民間企業投資・除却調査（うち除却調査）の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
【38】		○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得る。
【39】		○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適	内閣府	次々回基準改定時まで結論を得

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	切に分類するための手法について検討する。		る。
【40】 2 統計リソースの確保及び有効活用	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。
【41】 5 その他 (2) 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。